

平成 29 年 7 月 11 日

川口市監査委員事務局長 様

川口都市開発株式会社

総務事業部長 江崎 勝

財政援助団体等監査指導事項等の処理状況について（報告）

平成 29 年 5 月 29 日執行の監査結果について、次のとおり処理いたしましたので報告いたします。

記

指導（是正）事項	処 理 状 況
〔指摘事項〕	
1 取締役会の開催について	会社法上は、代表取締役は 3 ヶ月に 1 回以上、職
取締役会の開催状況におい	務執行状況について取締役会への報告義務が規定
て、3 ヶ月に 1 回開催すべき	されているが、取締役の大半が非常勤であり、現実
ところ、平成 28 年度は 1 回	的には開催しにくい状況であると考えていたが、今
しか開催していなかった。今	後、安定した会社運営のためにも業務執行にあたっ
後は、会社法第 363 条第 2 項	ての報告等を適法に実施する。
に基づき適正に執行されたい	
〔意見〕	
1 備品管理について	
備品管理において、現物と	今後、備品に関する管理体制を整備する。
の対応関係が不明確な状態と	
なっていた。今後は、経理事	
務取扱規程や取扱要領の整備	
等を検討されたい。	

(甲)

指導（是正）事項	処 理 状 況
2 資産の管理運用について	
(1)預金の管理運用において、有利な運用を検討すべきところ、多額の流動性預金のまま保有していた。	<p>確実性を重視してペイオフ対象とならぬよう 1 行あたり 1,000 万円を限度とし、多くの市内金融機関において運用を行ってきたところであるが、リスクヘッジをとりつつ、有効な運用を行う。</p>
<p>今後は高利回りの金融商品にシフトするなど、より有利な運用を検討されたい。</p>	
(2)繰越利益剰余金の市の社会貢献事業への還元については、川口社会福祉協議会への寄付が一部あるものの、依然として多額の繰越利益剰余金を有している。	<p>今後、更に川口市へ社会貢献できるよう検討を進めていきたい。</p>
<p>今後は、引き続き株主等の理解を前提に公共公益目的のために活用できるよう検討されたい。</p>	